

こころをつなぐ 想いをつなぐ

まどか

円満相続
情報マガジン

2022年7月吉日発行
発行者 一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター

親世代の相続の準備 ～はじめに考えることは何？～

親世代が相続の準備をはじめると、まず考えるべきことは何だと思いませんか？

- ・相続で揉め事にならない様に、バランス良く遺産を分けること
- ・相続税がかかりそうなので、なるべく税金の負担を抑える
- ・家の土地を子や孫たちにも守ってもらうこと 等々

考えなければいけないことは色々ありますし、どれも大切なことですよ。ただ親世代のご夫婦がともに健在の場合、まず考えることは残される配偶者の今後の生活資金に不安がないかでしょう。不安があるならその対策、次に遺産分けのバランスや相続税等を考えることをお勧めします。

■配偶者が必要な生活資金と、施設入所時の費用

総務省の家計調査によると、65歳以上の女性の単身世帯の消費支出は月平均で約14万円。例えば夫が亡くなった時に妻は遺族年金を受け取ることができますが、生活費は預貯金を取り崩しながら工面される方が多いでしょう。健康に長生きされるのは喜ばしいことですが、将来の生活の不安を軽くするためにも、配偶者へ資金を残しておきたいところです。

生活資金以外にも考えなくてはいけないのが、高齢者向け施設に入所することになった時の費用です。配偶者が亡くなった後に、自宅で一人暮らしとなる方も多いでしょう。身体が弱ったときだけでなく、怪我をきっかけに一人での生活が難しくなり、施設入所が必要になる場合もあります。

高齢者向け施設は様々あり、かかる費用の幅も広いですが、多めに見積もっておくことをお勧めします。もし施設費用を手元にある預貯金でまかなうことが難しいなら、入所時にはご自宅を売却して資金を捻出するのも一案です。

■配偶者へ預貯金を移した後の落とし穴

残される配偶者のためにできることは、まずは遺言書を作成しておくことです。生前に夫の預貯金を妻の口座に移しているご夫婦もいますが、そのお金が贈与だったのか、贈与税は支払っていたのか、それとも預けたお金だったのか貸したお金だったのか等、あとあと問題になることが多いのでお勧めできません。遺言を作成する他にも、状況によって正しく贈与を行ったり生命保険を活用するのも良いでしょう。

(レインボーニュース2021年12月号掲載)

こころをつなぐ 想いをつなぐ

円満相続情報マガジン

「まどか」2022年夏臨時号

著者 一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター
発行責任者 代表理事 高田 茂
編集責任者 古丸 志保
発行所 一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター

令和4年度税制改正大綱が決定 ～相続税・贈与税について変わるポイント～

令和3年12月10日に例年通りの日程で令和4年度税制改正大綱が決定し発表されました。注目されていた「相続税と贈与税の一本化」については、具体的な改正は来年度以降に持ち越し、住宅取得等資金贈与の非課税措置は2年延長となりました。それぞれの内容を確認しておきましょう。

■相続税と贈与税の一本化は来年度以降に持ち越し

「相続税と贈与税の一本化」は、相続税を節税するために生前贈与を活用するのが難しくなるのではとの見方もありましたが、令和4年度税制改正大綱では「本格的な検討を進める」記述にとどまり、具体的な改正は見送りとなりました。

「今後、諸外国の制度も参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める」(令和4年度税制改正大綱より)

「相続税と贈与税の一本化」がどのような内容になるかは気になる場所ですね。

年間110万円までなら非課税枠(基礎控除額)がある「暦年課税」制度はご存知の方も多いでしょう。この非課税枠を活用すれば、下の世代へ贈与税の負担なく資産を渡すことができます。この暦年課税制度を活用しての節税対策のやりすぎは良くないという考えから、相続税と贈与税を一体として税金を計算する仕組みへの移行が検討されているようです。

現行の暦年課税制度では、相続発生前の3年以内に行われた贈与財産は相続財産に含められ、相続税の課税対象となります。来年度以降の税制改正においては、この3年という期間を10年とするドイツ、15年とするフランスといった諸外国の制度にならい、見直されることも考えられます。

また相続時精算課税制度では、2,500万円まで贈与税がかからない非課税枠がありますが、相続の際にはこの制度を使つての贈与財産は、何年前かにかかわらずすべて相続税の課税対象となります。このように贈与財産にも相続税を課税できる相続時精算課税制度を、贈与税の原則的な計算方法とする可能性もあるようです。

■住宅取得等資金の贈与の非課税措置は2年延長

令和4年度税制改正大綱では資産税にかかわる項目として、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置が2年延長となり、令和5年12月31日まで適用可能となります。非課税限度額は省エネ等住宅で1,000万円、それ以外の住宅は500万円とそれぞれ500万円引き下げられ、内容についても若干の見直しがなされています。

今後の改正の可能性もふまえ、相続の準備は早めに進めておきたいですね。

どう対応する？相続発生後の口座凍結 ～「預貯金の仮払い制度」～

みなさんは「相続が起きると口座が凍結される」という話を聞いたことがありますか？口座が凍結されると、窓口やATMでの入出金ができなくなる他、振込や振替も制限されます。

口座が凍結されるのは金融機関が口座名義人の死亡を知ったときですが、役所から金融機関に死亡の連絡がいくわけではありません。実際に口座凍結されるのは、金融機関窓口へ相続手続きで使用する書類をもらいに行ったときなど、ご家族が死亡を伝えたときです。思いがけず口座が凍結され急ぎの支払などに困らないように、対応方法を確認しておきましょう。

■遺言書や遺産分割協議書で預貯金の払戻し手続きを行う

有効な遺言書があれば、遺言執行者が単独で払戻し手続きを行うことができます。遺言書がない場合には、法定相続人全員が署名捺印した遺産分割協議書と添付書類を提出して払戻し手続きを行います。ただ、遺産分けの話し合いがまとまるまでは、それなりの日数がかかるものです。万が一、話し合いがまとまらず家庭裁判所へ持ち込まれる事態となれば、払戻しができるのは数か月後、数年後になってしまうかもしれません。

■「預貯金の仮払い制度」を利用する

上記のように遺言書がなく遺産分割協議を経なければならない場合でも、葬儀費用や相続人の当面の生活費といった急ぎの資金に困ることがないように、新しい制度ができました。2019年7月に施行された「預貯金の仮払い制度」です。相続人全員の同意がなくても次の2つの方法で、遺産分割協議がまとまる前に預貯金の払戻しを受けることができます。

①金融機関で直接払戻しの請求をする

相続人のうちの1人が払戻し可能な額は、「相続開始時の預貯金の額×1/3×払戻しをする相続人の法定相続分」で、同一金融機関から払戻しできる額は、相続人1人につき150万円が上限です。仮払いを受けた分は、実際に相続する額から差し引かれます。

<相続人：妻、長男、次男の3人／長男が払戻しの請求をする場合>

A銀行1200万円

$1200万円 \times 1/3 \times 1/4 = 100万円$ → 長男が引き出せる上限額：100万円

B銀行2100万円

$2100万円 \times 1/3 \times 1/4 = 175万円$ → 長男が引き出せる上限額：150万円

②家庭裁判所の判断を得て払戻しを受ける

この場合は払戻し額に上限はなく、家庭裁判所が必要と認めた額の引き出しができます。ただ、家庭裁判所での手続きは手間や費用、時間もかかるうえ、その額が必要と認められる理由が必要です。相続後すぐの費用や、十分な額を確保したい場合には向かないといえます。

「預貯金の仮払い制度」は当面の生活費や急ぎの支払資金を確保するために新設された制度ですが、十分な額を確保するのは難しいのが実態です。新制度はできましたが、ご家族がご相続後も安心して過ごせるように、遺言書で準備しておくことが大切です。



(Information)

無料相談会・WEBセミナー開催のお知らせ

コロナウィルス対策で外出を控えたいお客様へ おうちで相続相談



- ・コロナウィルス対策で、なるべく外出したくない！
 - ・日中は仕事があり、相談をしに行く時間がない！
- こういったご相談にお応えするために、弊社では電話やテレビ電話を使って、
ご自宅から出ることなく相続の相談ができるサービス

「おうちで相続相談」を実施しています

すでにご相続が発生されている場合は、ご相談はお早めに。
相続には期限のある手続きがあります。
初回のご相談は無料ですので、ぜひお気軽にご相談ください。
まずはお電話を！

お問い合わせはお電話で

☎048-711-9183

10:00~17:30 (水曜定休)



次回WEBセミナー 開催予定

相続学校 初級講座 「相続税のきほん」

第1講座 2022年 9月10日(土) 13時30分~14時30分

第2講座 2022年 9月24日(土) 13時30分~14時30分

講師:相続学校さいたま校 古丸 志保

相続で知っておきたいポイント、今からできる相続の準備や相続発生後の手続きについて等。
相続についてはじめて学ぶ方のオンライン講座です。

～相続学校ってどんな学校？～

「円満かつ円滑な相続」をテーマにした、どなたでも参加できる講座です。相続の正しい知識と、相続でもめないための知恵を、相続実務のプロからしっかり学ぶことができます。

《50歳になったら相続学校 さいたま校 運営・事務局：株式会社大和不動産》

お問い合わせはお電話で

☎0120-954-406 10:00~17:30 (水曜定休)

WEBからのご予約
はこちら →



相続・不動産のお悩み解決のワンストップサービスを提供する、“一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター”。「相続が発生したけれど何から手を付けていいのかわからない」、「どんな専門家が必要なの?」、「相続対策、何をすべき?」などお困りの方、まずは私たちへご相談下さい。相続・不動産専門のコーディネーターが、問題解決までしっかりサポートいたします!

お気軽にご相談・お問い合わせください♪



無料相談は随時承っております!

お問い合わせ・ご相談・面談のご予約は
下記までお気軽にご連絡ください♪

一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター

住所 さいたま市浦和区高砂一丁目2番1号
エイパックスタワー浦和オフィス西館307

受付時間 10:00~17:30 (水曜定休)

電話 048-711-9183

FAX 048-711-9151

<https://www.saitama-souzoku.jp/>

事務所は浦和駅西口
徒歩3分

